

令和 2 年度 香川県中山間地域等直接支払制度の実績

令和 3 年 7 月
香川県農村整備課

制度の趣旨

農業生産条件の不利な中山間地域等において、高齢化等による耕作放棄地発生の未然防止や多面的機能の維持・確保を図るため、集落等を単位に協定を締結し、それにしたがって継続的な農業生産活動を行う場合に交付金を交付する制度。



耕作放棄地



1 対象となる地域

(1) 通常地域

5法指定地域

- ① 特定農山村法
- ② 山村振興法
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法
- ④ 離島振興法
- ⑤ 半島振興法

+ 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域における
保全を図る棚田等

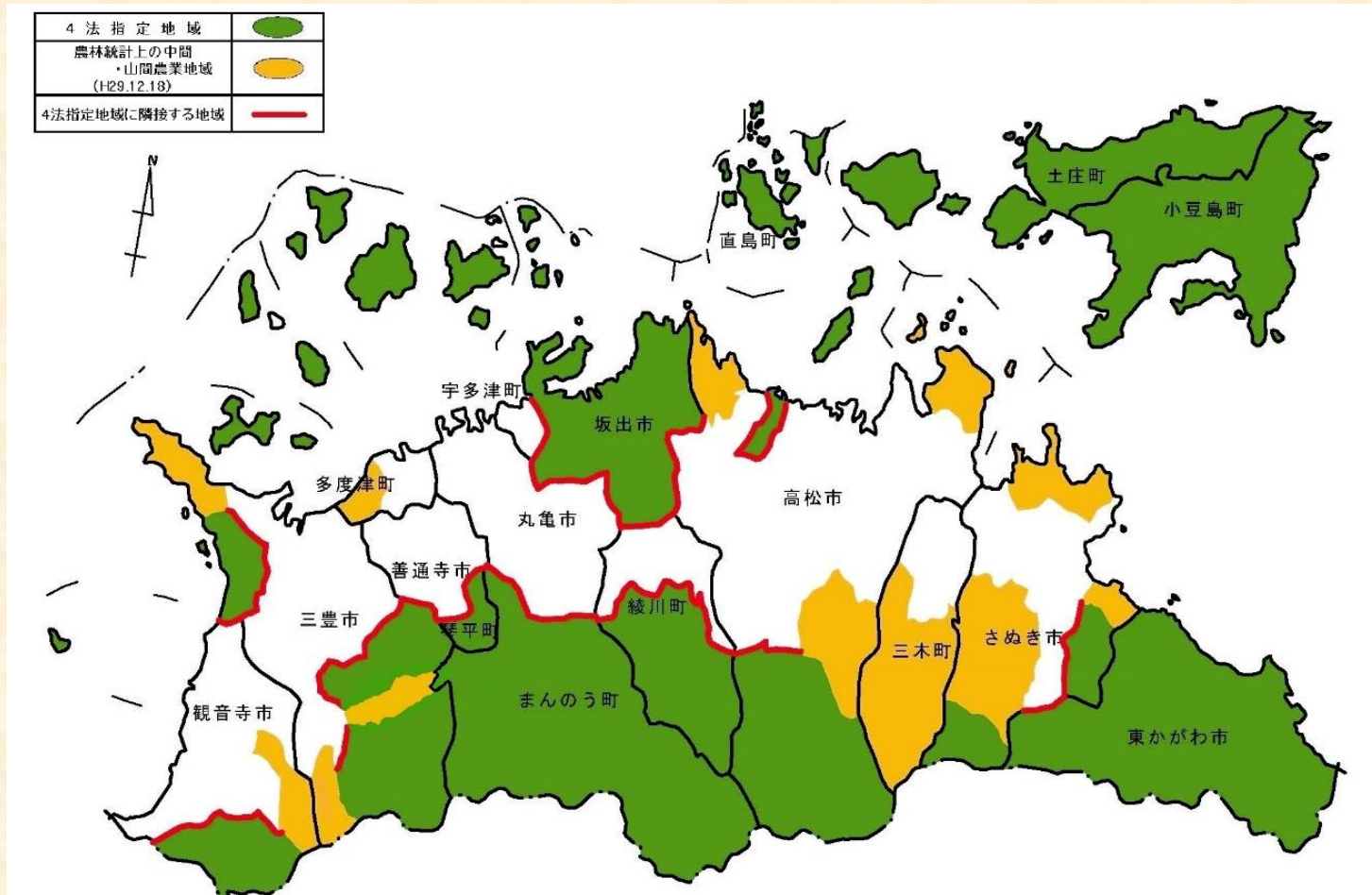
(2) 特認地域

県知事が指定する地域

- ① 農林統計上の中山間地域
- ② 5法指定地域に地理的に接する農用地

1 対象となる地域

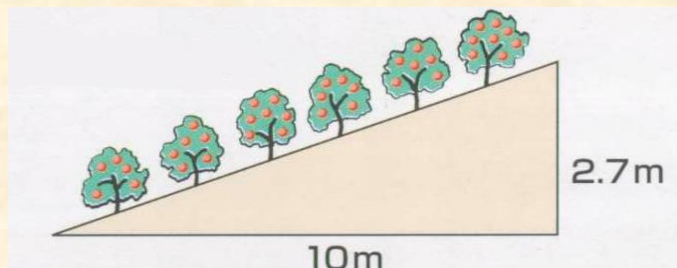
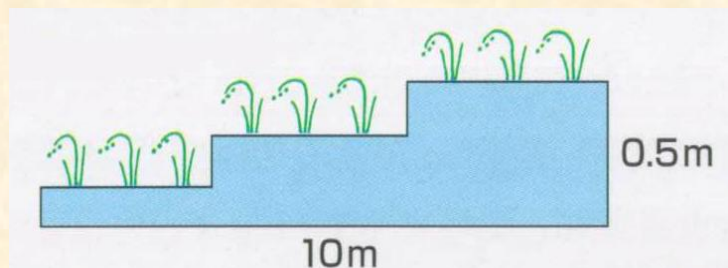
令和2年度における対象地域（指定棚田地域を除く）



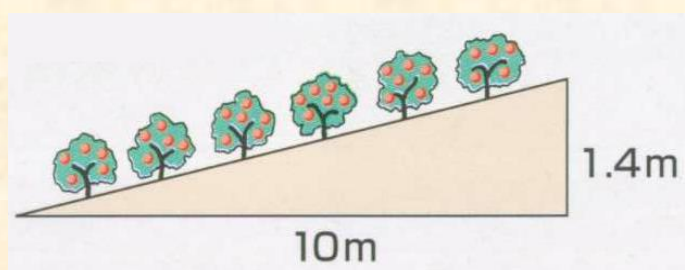
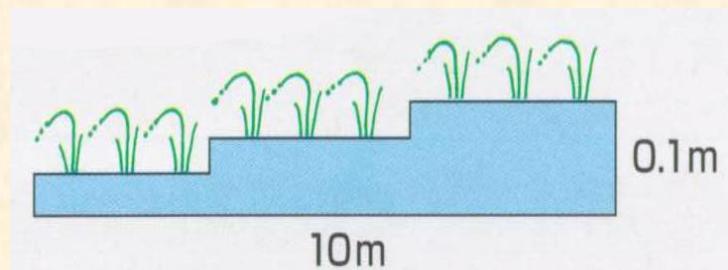
2 対象となる農用地

下記に該当する農振農用地内の 1ha以上 の一団の農用地

(1) 急傾斜農用地 (田 1/20以上、畑、草地等 15度以上)



(2) 緩傾斜農用地 (田 1/100以上、畑、草地等 8度以上)



(3) 自然条件により小区画・不整形な田

(4) 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

(5) 傾斜地と同等の条件不利地として知事が定める基準に該当する農用地

3 交付対象者

集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「集落協定」を締結して、5年間以上農業生産活動等を行う農業者等（集落協定の締結が困難な農用地において、認定農業者等が作業受託等により個別に農用地の管理を受託する「個別協定」もある。）

4 交付単価

地目	傾斜区分	10aあたり単価（円）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

※ 基礎単価は、体制整備単価の8割で設定

5 対象行為

基礎単価の活動とは…

- 集落マスタープランの作成
- 農業生産活動等
 - ・ 耕作放棄の発生防止活動
 - ・ 水路・農道等の管理活動
- 多面的機能を増進する活動（1つ以上）
 - ・ 周辺林地の下草刈り
 - ・ 景観作物の作付け など



5 対象行為

体制整備単価の活動とは…

「集落戦略」の作成（第5期対策から）

集落戦略

協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する**集落全体の指針**

— 集落戦略の項目 —

- 協定農用地の将来像
- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- 具体的な対策に向けた検討
- 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- 農業生産活動等の継続のための支援体制

（※作成しやすいよう「○」を記入する形式を基本として、事務負担を軽減）

1

協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合い

2

集落戦略の作成、市町村へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化

3

集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現

集落戦略の記載例

基本的に選択式で作成できるため、協定参加者の負担は少なくなっている

【記載例】

1. 集落戦略（協定農用地の将来像）

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に「○」を記入して下さい。

地番	地目	面積 (m ²)	現況	管理者	農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)							
					管理者が引き継ぎ耕作	後継者が継承	担い手引き継ぎ(受け手が決まっている)	担い手等を引き継ぎたい(受け手が決まってい)	農地中間管理機構の貸付を希望	中核的等の管理のみ	その他(具体的に記載)	
100-1	田	800	耕作	農村 太郎	○							
100-2	畑	500	耕作	農村 次郎		○						

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
担い手等が確保できており、耕作を継続していく	<input type="checkbox"/> 農業者(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農業者(協定外)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
担い手等が確保できているが、すべての委託希望は受けられない	<input type="checkbox"/> 農業者(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農業者(協定外)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
<input type="checkbox"/> 担い手等が確保できていない	
<input type="checkbox"/> 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある	
耕作を継続していきたいが、農業所得が低い	
耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	
鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	
集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている (具体的に記載) 具体的内容:○○~	
その他(自由記載)	

②「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

※【具体名:○○】は記載が可能な場合に記入

集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要 協定内で担い手を育成・確保	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="checkbox"/> 新規就農者
<input type="checkbox"/> 協定外で担い手を確保	<input type="checkbox"/> 農業者(協定外) <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)
<input type="checkbox"/> 基盤整備等により耕作条件を改善 農産物の高付加価値化により所得の向上を図る 新たな作物の導入により所得の向上を図る 省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る 耕作継続が困難な農用地の林地化	
<input type="checkbox"/> 放牧利用による農用地の管理 鳥獣被害防止対策の実施 集落の自治(コミュニティ)機能の強化 その他(自由記載)	

③「○」を記入して下さい。

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項
特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
<input type="checkbox"/> 協定参加者だけでは検討が困難であり、外部(市町村・都道府県を含む)からの助力を得たい
他の協定との広域化を考えたい
<input type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
<input type="checkbox"/> 対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
その他(自由記載)

④「○」を記入して下さい。

2-4 今後の対策の具体的内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

⑤記載可能であれば記入して下さい。	(記載例) 令和2年度から「農地耕作条件改善事業」により、小區画農地の基盤整備を実施する予定。
-------------------	--

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

(第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制)

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制
農地所有適格法人が支援する【具体名:○○】
JAが支援する【具体名:○○】
<input type="checkbox"/> 集落営農組織が支援する【具体名:農林水産営農法人】
農業者が支援する【具体名:○○】
協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
その他(自由記載)

⑥「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることをする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地のみ、交付金の返還が必要(本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除)。

5 交付単価（加算措置）

（1）棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

加算額 (10a 当り)	10,000円 (地目にかかわらず)
-----------------	-----------------------

※体制整備単価の集落協定のみ対象

◆対象農地

認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

※各加算との重複は不可（広域化加算は除く）。

◆目標設定

ア「棚田等の保全に関する目標」

イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」

ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

ア～ウ各々に定量的な目標を1つ以上、計3つ以上の目標を定める必要がある。また、その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要がある。

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

5 交付単価（加算措置）

（2）超急傾斜農地保全管理加算

◆対象農地

超急傾斜地（田は1/10以上、畑は20度以上の傾斜）

◆目標設定

農用地の保全、農産物の販売促進などに取り組む場合、当該農用地面積に加算

加算額 (10a 当り)	6,000円 (地目にかかわらず)
-----------------	----------------------

※基礎単価協定でも取組可能

【対象活動の例(①、②からそれぞれ1つは実施)】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)



石積み保全活動

又は



土壌流出防止

又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

既存の活動

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)



棚田オーナー制度

又は

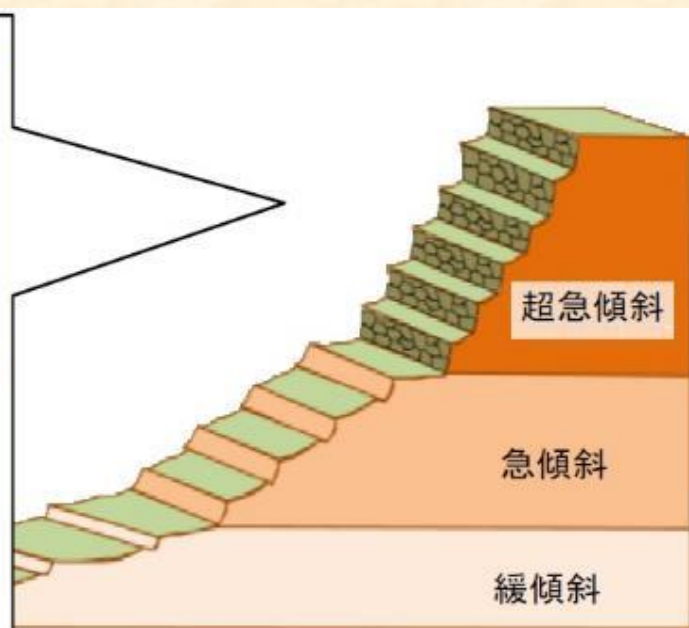


景観作り

又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

既存の活動



5 交付単価（加算措置）

（3）集落協定広域化加算

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結（広域化）して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

加算額 (10a 当り)	3,000円 (地目にかかわらず)
-----------------	----------------------

※体制整備単価の集落協定が対象



◆目標設定

ア 取組期間が単年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。

イ 取組期間が複数年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に1つ以上定めます。

5 交付単価（加算措置）

（4）集落機能強化加算

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

加算額 (10a 当り)	3,000円 (地目にかかわらず)
-----------------	----------------------

※体制整備単価の集落協定が対象

◆目標設定

定量的に一つ以上定める。

（5）生産性向上加算

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

加算額 (10a 当り)	3,000円 (地目にかかわらず)
-----------------	----------------------

※体制整備単価の集落協定が対象

◆目標設定

定量的に一つ以上定める。

[対象活動の例]

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）など



地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- 農作業の省力化 など

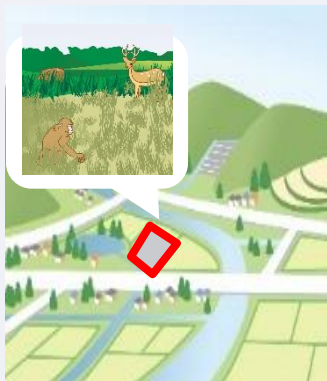


ドローンによる防除作業 自走式草刈機の導入

6 遡及返還の対象農用地の見直し

農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地が、**「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更。**

これまで

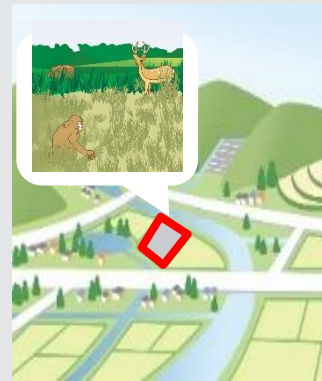


一筆のみ、耕作又は維持管理を中止



協定農用地全体で遡及返還

第5期対策から



一筆のみ、耕作又は維持管理を中止



当該農用地のみ遡及返還

※ 協定参加者全体で達成すべきもの（多面的機能を増進する活動、集落戦略の作成等）については、第4期対策と同様、協定農用地全体が遡及返還の対象となる。

6 遡及返還の対象農用地の見直し（免責事由）

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合において、下記のようなやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除となる。

■ 遡及返還の免除となる例

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気
その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合 等

※これらの場合、当該年度以降の交付金の交付は行わない。

7 基本方針の策定状況

県内 13 市町で基本方針策定

○対象農用地基準を満たす農用地を有する市町数：15市町

○基本方針を策定した市町数：13市町

●中山間地域等直接支払制度における各市町別対象地域及び基本方針策定状況

市町名	地域指定			基準指定		
	対象地域にある市町	通常地域該当	特認地域該当	対象農用地基準を満たす農用地を有する市町	市町基本方針策定年度	交付開始年度
高松市	○	○	○	○	27	27
丸亀市	○	○	○	○	27	
坂出市	○	○		○	27	27
善通寺市	○		○	○		
観音寺市	○	○	○	○	27	27
さぬき市	○	○	○	○	27	27
東かがわ市	○	○		○	27	27
三豊市	○	○	○	○	27	27
土庄町	○	○		○	27	27
小豆島町	○	○		○	27	27
三木町	○	○	○	○	27	27
直島町	○	○				
宇多津町	○		○			
綾川町	○	○	○	○	27	27
琴平町	○	○		○		
多度津町	○	○	○	○	27	27
まんのう町	○	○		○	27	27
17	17	15	10	15	13	-

8 交付金等について

(1) 実施市町及び協定数 制度実施は12市町

○集落協定数：383協定

○交付単価別協定数は、

基礎単価協定：252

体制整備単価協定：131（34.2%）

○個別協定数：1協定（三豊市）

※個別協定は、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受ける形で締結する協定。

●各市町別集落協定数

市町名	集落協定数			
	集落協定数計	うち基礎単価協定	うち体制整備単価協定	体制整備単価協定率
高松市	46	42	4	8.7%
丸亀市	0	0	0	
坂出市	7	7	0	0.0%
観音寺市	7	7	0	0.0%
さぬき市	28	17	11	39.3%
東かがわ市	65	23	42	64.6%
三豊市	102	91	11	10.8%
土庄町	4	3	1	25.0%
小豆島町	4	4	0	0.0%
三木町	6	4	2	33.3%
綾川町	61	30	31	50.8%
多度津町	1	0	1	100.0%
まんのう町	52	24	28	53.8%
県計	383	252	131	34.2%

8 交付金等について

(2) 集落協定参加者数

参加者数 5,438人、うち農業者 5,258人

○集落協定参加者は、
5,438人（組織含む）
うち農業者が5,258人
（96.7%）

○集落協定は、多様な主体
により構成され、農業生
産法人や生産組織、非農
業者も参加

●各市町別協定参加者数

市町名	協定参加者							
	協定参加者数計	農業者(人)	うち交付農用地を持たない農業者(人)	農業生産法人	農業生産組織	水利組合等	非農業者	その他
高松市	592	582	14	10	0	0	0	0
丸亀市	0	0	0	0	0	0	0	0
坂出市	77	74	3	3	0	0	0	0
観音寺市	102	102	4	0	0	0	0	0
さぬき市	328	303	6	2	0	11	12	0
東かがわ市	893	864	0	14	4	0	11	0
三豊市	1,366	1,363	0	3	0	0	0	0
土庄町	72	72	0	0	0	0	0	0
小豆島町	87	84	1	2	0	1	0	0
三木町	100	96	3	0	4	0	0	0
綾川町	716	639	64	77	0	0	0	0
多度津町	28	27	4	0	0	1	0	0
まんのう町	1,077	1,052	96	0	0	0	25	0
県計	5,438	5,258	195	111	8	13	48	0

8 交付金等について

(3) 交付対象面積 2, 389 ha
 (うち集落協定締結面積：2, 387 ha)

○交付単価別面積

- ・基礎単価 1,365.0ha
- ・体制整備単価 1,021.9ha (42.8%)

○加算措置は、1町が棚田地域振興活動加算に、4市町が超急傾斜農地保全管理加算に、1町が集落協定広域化加算に、4市町が生産性向上加算に
 取り組み

計100.0ha

●各市町別交付対象面積

(単位:ha)

市町名	集落協定締結面積									
	交付対象面積計	うち基礎単価面積	うち体制整備単価面積	体制整備単価協定面積率	加算措置面積	うち棚田地域振興活動加算	うち超急傾斜農地保全管理加算	うち集落協定広域化加算	うち集落機能強化加算	うち生産性向上加算
高松市	235.0	181.8	53.2	22.6%	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0
丸亀市	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
坂出市	30.9	30.9	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
観音寺市	46.3	46.3	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
さぬき市	131.9	69.0	62.9	47.7%	10.1	0.0	4.1	0.0	0.0	6.0
東かがわ市	436.1	134.4	301.7	69.2%	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0	9.6
三豊市	670.4	580.4	90.0	13.4%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
土庄町	9.2	6.8	2.4	26.1%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小豆島町	21.0	21.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三木町	43.1	22.0	21.1	49.0%	25.8	13.9	4.7	0.0	0.0	7.2
綾川町	304.1	134.6	169.5	55.7%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
多度津町	6.1	0.0	6.1	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
まんのう町	452.8	137.8	315.0	69.6%	42.0	0.0	3.0	19.5	0.0	19.5
県計	2,386.9	1,365.0	1,021.9	42.8%	100.0	13.9	24.3	19.5	0.0	42.3

[参考] ※農林水産省 耕地面積調査より抜粋
 香川県の耕地面積：29,700ha
 (田：24,700ha、畑：4,970ha)

8 交付金等について

(4) 交付金額 3億4,678万円
(うち集落協定3億4,671万円)

●各市町別交付金額

(単位:千円)

○12市町の集落協定に対し
3億4,671万円余を交付。

○交付単価別の
交付金額比率は、

- ・基礎単価 50.2%
- ・体制整備単価 49.8%
(加算措置を含む)

市町名	交付金額								
	交付金額計	うち基礎単価交付金額	うち体制整備単価交付金額	加算単価交付金額 (参考)					
					うち棚田地域振興活動加算	うち超急傾斜農地保全管理加算	うち集落協定広域化加算	うち集落機能強化加算	うち生産性向上加算
高松市	35,048	26,710	8,338	753	0	753	0	0	0
丸亀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂出市	4,310	4,310	0	0	0	0	0	0	0
観音寺市	4,902	4,902	0	0	0	0	0	0	0
さぬき市	17,946	8,239	9,707	248	0	248	0	0	119
東かがわ市	48,010	13,215	34,795	0	0	0	0	0	287
三豊市	78,139	66,154	11,985	0	0	0	0	0	0
土庄町	1,338	1,067	271	0	0	0	0	0	0
小豆島町	2,085	2,085	0	0	0	0	0	0	0
三木町	9,958	3,694	6,263	1,674	1,390	285	0	0	167
綾川町	58,062	22,474	35,588	0	0	0	0	0	0
多度津町	963	0	963		0	0	0	0	0
まんのう町	85,950	21,155	64,795	183	0	183	584	0	390
県計	346,710	174,006	172,705	2,858	1,390	1,468	584	0	963

8 交付金等について

(5) 地目・勾配別の協定面積

地目別では田が86%、傾斜・勾配別では急傾斜が72%

○地目別の協定面積割合

- ・田が 85.6%
- ・畑が 14.4%

○勾配別の協定面積割合

- ・急傾斜が 71.9%
- ・緩傾斜が 28.1%

●地目・勾配別協定締結面積（集落協定）

区 分	地 目 別		勾 配 等 別	
	田	畑	急傾斜	緩傾斜
交付対象面積(ha)	2,043.3	343.7	1,717.1	669.9

(6) 地目・勾配別の交付金額

地目別では田が91%、傾斜・勾配別では急傾斜が88%

○地目別の交付金額割合

- ・田が 91.6%
- ・畑が 8.4%

○勾配別の交付金額割合

- ・急傾斜が 87.2%
- ・緩傾斜が 12.8%

●地目・勾配別交付金額

区 分	地 目 別		勾 配 等 別	
	田	畑	急傾斜	緩傾斜
交付金額(千円)	317,802	28,983	302,363	44,421

9 集落協定の取組状況

(1) 交付金の使途

交付金の16%を共同取組活動に活用

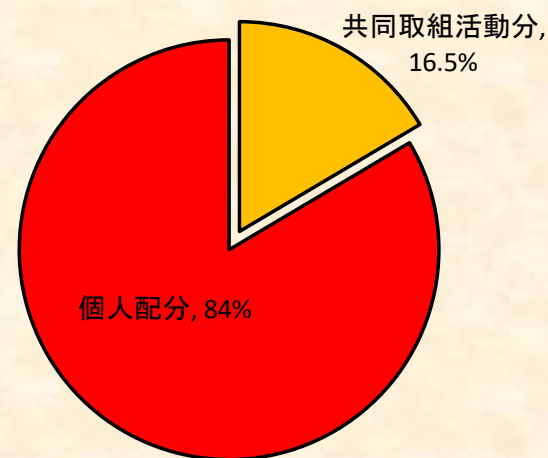
- 交付金（3億4,671万円）のうち、
 - ・ 共同取組活動 16.5%
 - ・ 個人配分 83.5%
- 共同取組活動への配分に占める積立比率 9.8%

- 積立の使途は、
 - ・ 「道・水路・農地の整備」
 - ・ 「共同利用機械購入」 など

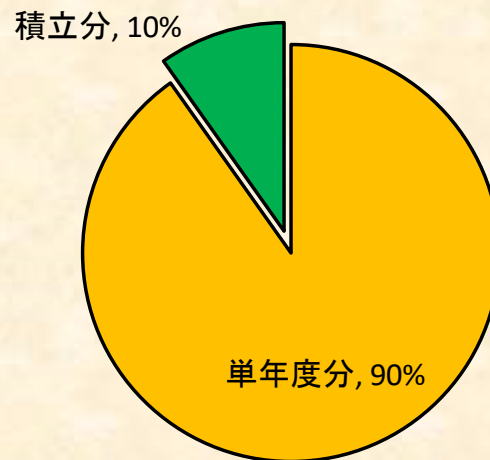
〔参考〕

- 1 協定あたりの参加者数 14.2人
 - 1 協定あたりの交付面積 6.2ha
 - 1 協定あたりの交付金額 90.5万円
- 参加者1人あたり交付金額 6.4万円

R2年度交付金の配分
(金額ベース)



R2年度交付金の使用時期
(共同取組活動分、金額ベース)



9 集落協定の取組状況

○協定による交付金の使途

- 共同活動経費 203
(共同取組活動協定(247)の82.2%)
- 道・水路管理 158 (同64.0%)
- 農地管理 60 (同24.3%)
- 研修会開催 58 (同23.5%)

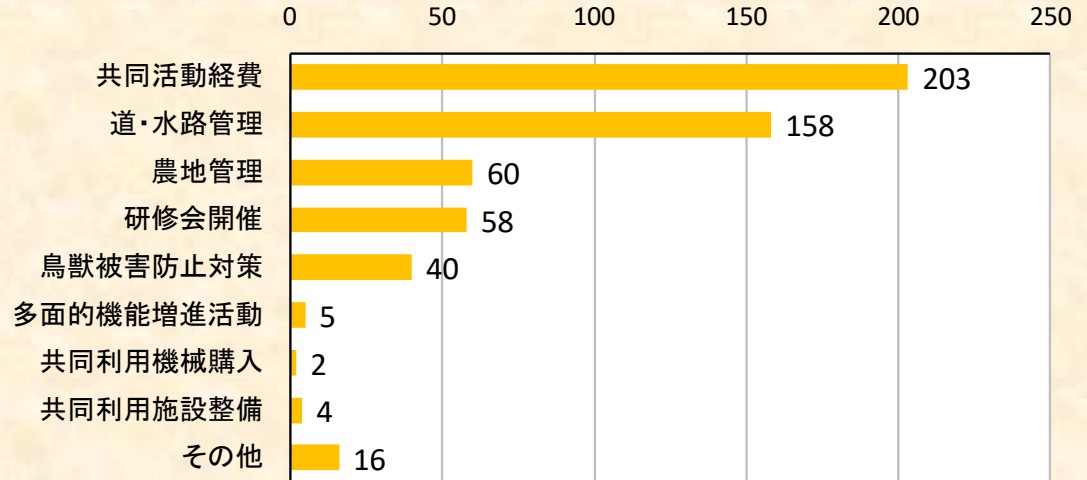
○積立の使途

- 「道・水路・農地の整備」
- 「共同利用機械の購入」など



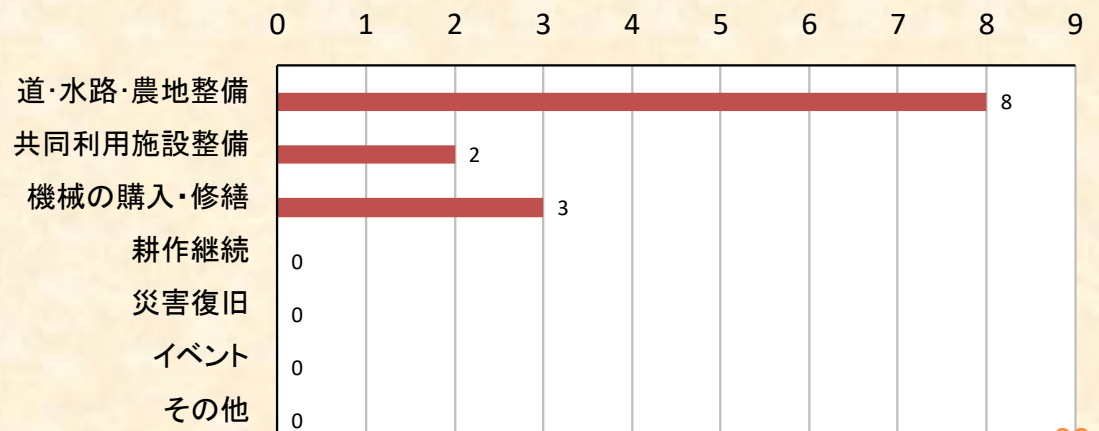
協定に位置づけられている交付金の使途

(単年度分、集落数)



協定に位置づけられている交付金の使途

(積立分、集落数)



9 集落協定の取組状況

(2) 農業生産活動等の実施

協定の80%が「農地の法面管理(点検)」に取り組む

○耕作放棄の防止等の活動への取組

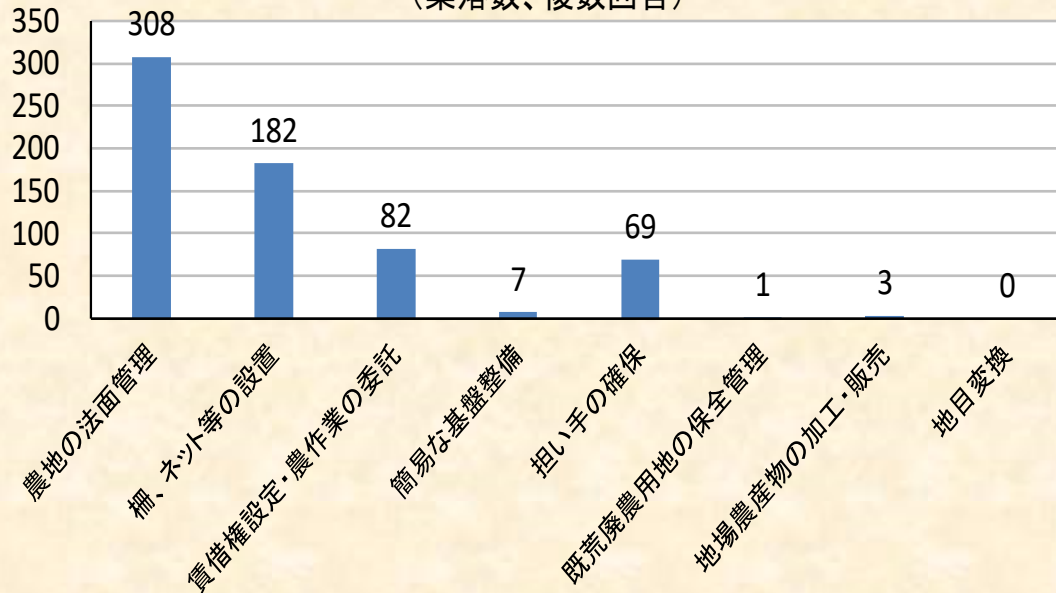
- ・「農地の法面管理(点検)」 308 (全協定の80.4%)
- ・「柵・ネット等の設置」 182(47.5%)
- ・「賃借権設定・農作業の委託」 82(21.4%)

の順

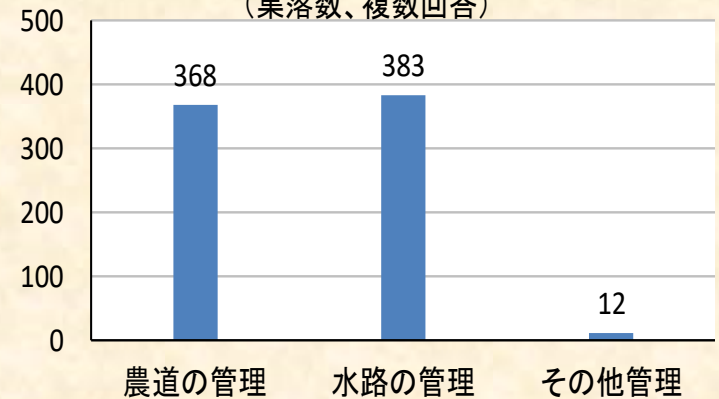
○ほぼ全ての集落が、

「農道の管理」
「水路の管理」に取り組み

農業生産活動等への取組状況
(集落数、複数回答)



農業生産活動等への取組状況
(水路・農道等の管理)
(集落数、複数回答)



9 集落協定の取組状況

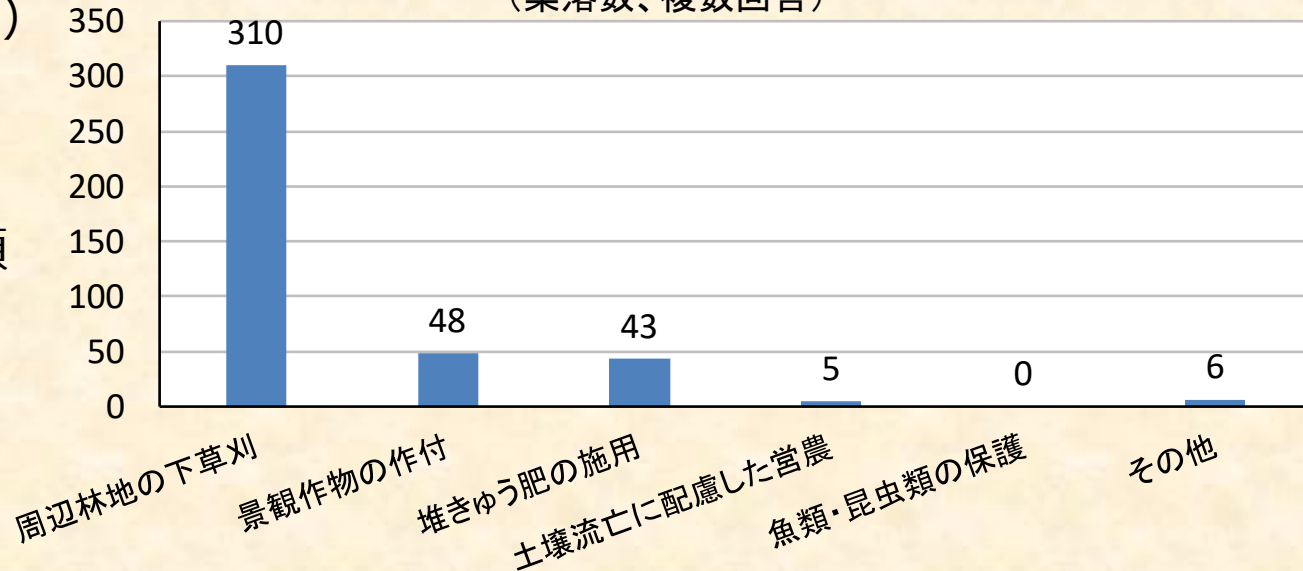
(3) 多面的機能を増進する活動への取り組み 81%の協定が「周辺林地の下草刈」に取組む

○多面的機能を増進する活動

- ・「周辺林地の下草刈」
310(全協定の80.9%)
 - ・「景観作物の作付」
48(12.5%)
 - ・堆きゅう肥の施用
43(11.2%)
- の順



多面的機能を増進する活動への取組状況
(集落数、複数回答)



9 集落協定の取組状況

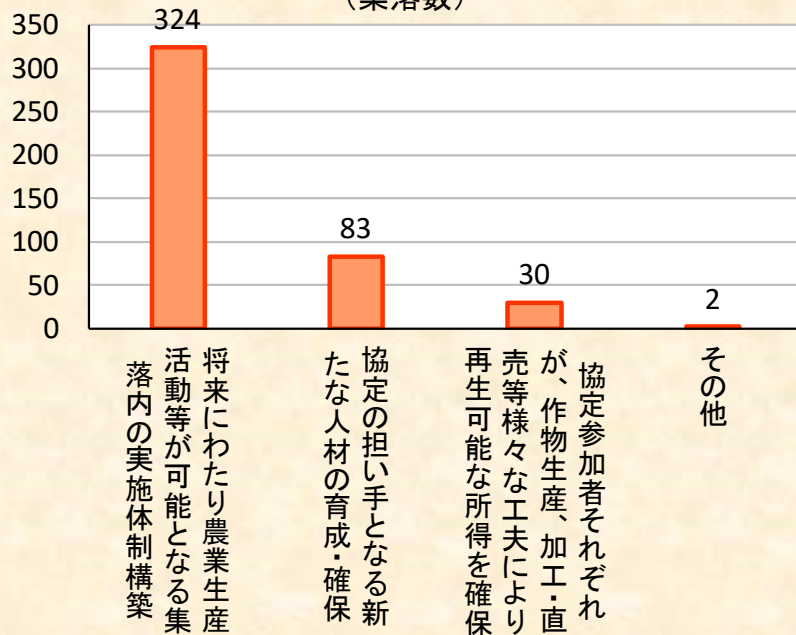
(4) 集落マスタープランの内容

85%の協定が、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を将来像として策定

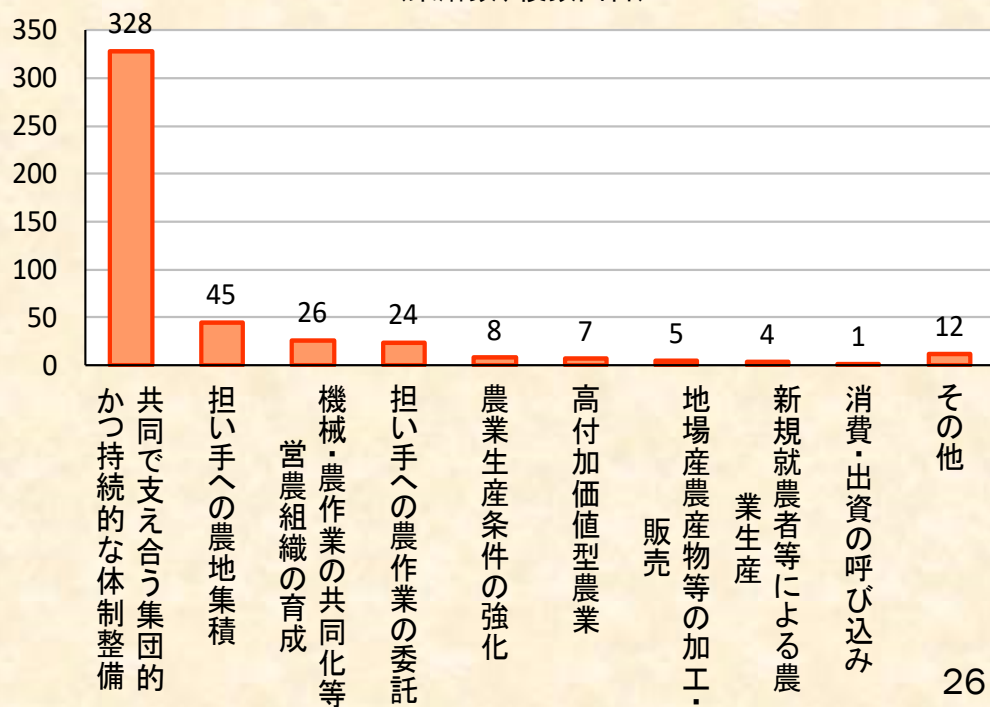
- 集落の目指すべき将来像は
 - ・「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が324(全協定の84.6%)で最多

- 将来像を実現するための活動方策は
 - ・「集団的かつ持続的な体制整備」が328(85.6%)で最多

目指すべき将来の体制整備像
(集落数)



将来像を実現するための活動方策
(集落数、複数回答)



9 集落協定の取組状況

(5) 体制整備単価の取組み（131協定）

全協定の34%の集落協定が、

体制整備単価（集落戦略の作成）に取り組む

R 2 現在の作成状況	協定数
集落において作成中	119
集落から市町村に提出があり、市町村から指導助言を実施中	11
要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済み	1

10 参考

交付対象面積の推移

